

【相談内容】

No62.橋梁（RC床版橋）補修工事の積算について

- ①橋梁補修工事において発生する産廃（コンクリート殻）の積算について
- ②RC橋の支承取替について
- ③無収縮モルタルの歩掛、材料について

【助言内容】

以下、「令和5年度国土交通省土木工事標準積算基準書」（一財）建設物価調査会より出版（以下基準書）の内容に沿って助言

①橋梁補修工事において発生する産廃の積算について

- ・断面修復（基準書Ⅱ-2-⑨-8～12）、コンクリート打替工および沓座打替工（構造物とりこわし工 基準書Ⅳ-1-④-1～3）によって発生するコンクリート殻の運搬について、基準書Ⅱ-2-⑫-1～6殻運搬歩掛を使用することを想定していると推定するが、当歩掛は、コンクリート殻を人力で積み込む場合は適用できないとあるため、人力積込の場合は見積対応等、道路管理者の判断が必要
- ・よって相談者の考えている積算方法（発生するコンクリート殻をまとめて機械積込とする）の適用については、相談者が判断する必要がある。
- ・また、構造物とりこわし工（基準書Ⅳ-1-④-1～3）の無筋構造物・鉄筋構造物の区分についても「鉄筋を有する構造物」に該当するか否か、相談者が判断する必要がある。

②支承取替について

- ・基準書Ⅳ-3-⑫-7では、鋼橋及びPC橋以外の支承取替の場合（RC橋・PRC橋・複合橋等）には適用できないとある。見積の採用等積算方法については相談者の判断が必要

③無収縮モルタルの歩掛、材料について

- ・「橋梁補修補強工事積算の手引き」による積算の詳細については、本手引きの発行所である（一社）日本建設機械施工協会に確認を。